

一 夜東送其セラレタル歩増特別手者ヲ復活セラレタリ

田卷 市政政ノ関係上要求ニ應ジ難シ

一 膠服ヲ一年十五日間トシ特休三日間ト改正セシメタリ

田卷 予算其他ノ関係上宜否ニ難シ

一 三冬外套云(二年一回)並ニ通勤服ヲ支給セラレタリ

田卷 現在以上支給ニ難シト田卷アリタルカ然ラハ防寒ノ為朝夕ノ出勤退勤時

間ヲ一時間延長セラレタリ。各出張所ノ滞留ヲ聞カレハ即答出資難シ

一 四 鋤草法及深規定中左ノ各項ヲ改正セラレタリ

(1) 第六章中休日及休業ノ都合ニ依リ課長ニ於テ休業セシメタルカ又ハ職務ノ為

ニ出張ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ休業セタルトキハ一日金一円二十銭トアルヲ

二円五十銭ト改正セラレタリ

田卷 一円二十銭ヲ二円迄引上ク

(4) 前項中ノ十三、十四、十五各條項ハ我船夫採用當時ノ收入現在トシ差甚ク

シク現在ハ半額ノ程度ニテ到底種々ナル備品ヲ購入スルコトハ至難ナルヲ以

テ再議願シタル次第ナリ

田卷 河港課ノ事ニ関シテハ先今調査ニテ考慮スルコトニスル

一 五 運搬車賃ヲ左ノ如ク引上ケラレタリ

(1) メートル立ニ依リテ變更ニ値下ケスルコトナキヤ

田卷 支拂ニツキテ五分引下ケタノヲ其間ニ短縮カアルノヲハナイカト思フカ

調査スル事ニスル

(2) 六号七号八号埋立地ニ到ル里程加算ニ依ル車賃ノ引上ケ

田卷 現在以上加算ニ難シ

以上